

会 議 録

会議体名	令和5年度第3回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会	
開催日時	令和6年2月19日（月）10時～11時30分	
場 所	男女平等推進センター研修室2 およびオンライン会議	
出席者	委員	治部れんげ、クリストッフエルクラッツ、片上平二郎、村木太郎、有里真穂、北岡あや子、塚田ひさこ、星京子、大谷久美子、稲垣昌弘、阿部やよい、栗林知絵子、須藤啓光、紙子陽子
	事務局	総務部長、男女平等推進センター所長、係長、係員
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第	議題 1 ファミリーシップ制度の導入について	
会議資料	<p>&lt;資料&gt;</p> <p>資料 1-1：ファミリーシップ制度について</p> <p>資料 1-2：ファミリーシップ制度導入効果</p> <p>資料 1-3：ファミリーシップ制度導入自治体一覧</p> <p>資料 2：豊島区男女共同参画推進導条例改正について</p> <p>資料 3：他自治体届出様式（足立区、世田谷区）</p>	
事務局（所長）	現在の出席者数は13名、豊島区男女共同参画推進条例19条に規定された委員定足数に達していることを報告する。本日の会議はオンラインを併用したハイブリッド方式で開催している。これより会長に議事の進行をお願いする。	
会長	令和5年度第3回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会を開催する。傍聴を希望される方はいらっしゃるか。	
事務局	5名いらっしゃる。	
会長	傍聴の可否について委員の皆様方にお諮りしたい。（委員了承）それでは傍聴については許可したいと思う。事務局から資料の確認をお願いします。	
事務局	—資料の確認—	

## 会 議 録

会長	<p>本日のファミリーシップ制度の導入については、事務局からもお話があったように令和5年11月17日の第2回推進会議で審議をし、そこでは理解が少し不足したため、12月20日に制度の勉強会も開催した。委員の皆様には非常に貴重なご意見、ご質問をいただいた。色々とやり取りをするなかで、制度の趣旨などが分かってきたのではないかと考えている。これまでに主だった意見や質問はおおむね出たと感じるが、議事に入る前に、事務局より前回までの議論について簡単に要約・説明をお願いしたい。</p>
事務局（所長）	<p>第2回推進会議や勉強会における議論について整理したので、改めてご説明する。</p> <p>まず、パートナーシップ制度導入の経緯としては、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度創設に関する請願が議会で採択されたことを受け、区長が条例化を明言した。男女共同参画推進会議の審議を経て、パートナーシップ制度の制定と、多様な性自認・性的指向の方々への差別を禁止する条項を加えた男女共同参画推進条例の改正案が全会一致で可決され、平成31年4月より制度が開始された。</p> <p>次に、その当時にファミリーシップ制度まで導入しなかった経緯だが、平成31年のパートナーシップ制度導入時期には、ファミリーシップ制度を導入している自治体はなかった。全国初のファミリーシップ制度導入は令和3年1月の明石市となっている。パートナーシップ制度導入後、豊島区と同様にファミリーシップ制度導入を検討し、導入した自治体もあれば、最近は「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」として同時に導入している自治体が多くなっている。令和3年度末時点では、ファミリーシップ制度を導入しているのが12団体しかなかったが、令和4年度には、新たに導入した自治体が34団体、令和5年度は約半年で37団体が導入しているというように、パートナーシップ・ファミリーシップというのを一緒に入れている自治体が多くなっている。</p> <p>次に、ファミリーシップ制度を導入することによって、権利義務関係が発生するのかという点については、生活上の困りごとの解消や、精神的安心</p>

## 会 議 録

感を生み出せるなど、制度の導入による効果はあるが、法的な権利や義務は生じない。

次に、ファミリーシップ制度導入の意義については、先ほど申し上げたように法的な権利義務が生じるものではないが、地方自治体が公的な証明をすることによって、生活上の困りごとの解消や社会的認知がされている、多様なあり方が認められているという、精神的安心感を生み出せる。また、サービス提供者側の判断にもよるが、パートナーシップ制度同様に、行政や民間サービスの対象となる、例えば、入院や施設入所の際に親族として連絡がもらえるとか、面会ができるとか、日常生活上の利便性に繋がるメリットがある。また、こういった制度を区が積極的に導入することで、性の多様性や当事者の方に対する社会的な認知や理解の促進に繋がると考えている。資料 1-2 にファミリーシップ制度導入効果を一覧にまとめている。大きく言うと、精神的安心感、利便性の向上、災害時の対応がスムーズになるといったことや、先ほど申し上げたような社会的認知、理解の促進といったことが挙げられると考えている。

次に、子の範囲については、「実子または養子」とし、里子は含めないと考えている。

親や子の同意の件については、受理証明書への氏名記載に関して、意思確認のため、届け出る全員が来庁することを原則というように考えている。ただ、来庁が難しい場合は、個別に相談するということや、親や 15 歳以上の子については、自署した同意書の提出によることもできる、というように考えている。また、親や 15 歳以上の子は、証明書から氏名の削除を申し立てることがいつでもでき、氏名削除をした証明書を交付する形にしたい。

次に、条例改正のパブリックコメントについては、今までいただいたご意見を踏まえながら、条例改正について分かりやすく説明した資料を作りたいと考えている。また、広く子どもの意見を聞いた方がよいというご意見があったが、まず、パブリックコメントを実施する際には、ジャンプなど

## 会 議 録

子どものいる施設でも周知しようかと思っている。また、制度導入について広く意見を聞くということよりも、まずは、多様な性自認・性的指向に関する理解促進を進める必要があると考えている。教育委員会などと連携しながら、理解促進について取り組みを進めていきたいと考えている。なお、今年度は区立の小中学校の教員を対象に、性の多様性に関する人権教育研修を初めて実施した。このような形で少しずつでも理解が進むようにしていきたいと考えている。

次に、アンケート調査等を実施した方がよいのではないかというご意見についてだが、こちらについては制度が必要かどうかを聞く必要性よりも、ファミリーシップ制度は困りごとのある方の困りごとを解消するために作るものなので、困りごとを持っていない多数の方に聞くということではなく、困りごとがあることを理解されているかどうかを聞くということが重要かと考えている。今後、区民意識調査を実施する際に、多様な性自認・性的指向に関することや、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関して、色々な困りごとがあるかどうかを知っているか、ということの調査を検討したいと考えている。また、社会的認知を広めるためにより一層啓発に努めていきたいと考えている。

次に、事実婚についてのご意見をいただいたが、事実婚を制度の対象に含めるかを検討する場合、ファミリーシップ制度の導入について議論する前に、パートナーシップ制度について整理する必要がある。また、パートナーシップ制度は、多様な性自認・性的指向の方々の困りごとを解消するといったところから始まった制度なので、まずはその困り事を解消するために、ファミリーシップ制度の導入を先に進めさせていただき、事実婚については、今後、区の方で基本構想を変えることを検討中なので、その中で条例の作りといった全体のことを考えていきたい。

次に、各自治体の証明書がどうなっているのかというご意見いただいたが、配付した資料に世田谷区のファミリーシップ宣誓書受領証様式がある。世田谷区の場合は、例えばカードタイプでは、裏面に子・親の氏名を

会 議 録

<p>会長</p>	<p>書けるようになっている。また同資料内に、足立区の様式もあるが、やはり裏面に子・親の名前が書けるようになっている。</p> <p>次に、この男女共同参画推進会議で、ファミリーシップ制度導入などを議論する必要があるのかというご意見があったが、本区の男女共同参画の定義として、「性別等に関わらずすべての人が」と規定しており、男女共同参画推進条例の中でパートナーシップ制度が規定されている。また、同条例で「男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として推進会議を置く。」と規定されているので、この推進会議で議論をいただきたいと考えている。</p> <p>これまでの議論の中で特に関心が高かったのは、「子や親の同意」「アンケート調査等の実施」「男女間の事実婚」以上3点と認識しているが、今の事務局の説明で概ねクリアになったように思う。来年度はこの推進会議で困難女性支援基本計画の策定という重要課題があるので、できるだけ今回の会議でファミリーシップ制度に関する審議には区切りをつけたい。</p> <p>改めて委員の皆様全員からご意見を伺いたい。</p> <p><b>議題1. ファミリーシップ制度の導入について</b></p>
<p>会長</p>	<p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>—資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2、資料3の説明—</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見・ご質問等あるか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>届出の規定について教えてほしい。条例ではパートナーシップは区内在住の方が対象だと思うが、親は豊島区在住でなくてもよいということなのか。他の自治体在住の親に関しての取り扱いも、ここで証明するという理解でよいか。</p>
<p>事務局（所長）</p>	<p>子どもについては生計同一としているので、住民票で確認することになる。親については、色々な困り事を解消するという意味で、親だということがわかるような証明をいただければよいと考えている。</p>
<p>A 委員</p>	<p>具体的に親だという証明は、住民票ではなく戸籍になると思うが、戸籍謄本の提示を求め、なおかつ子どもについては、双方の子ども、もしくは片</p>

会 議 録

	<p>方の子どもが豊島区在住でなければならないということは、条例の中に書いてあるのか。</p>
事務局（所長）	<p>条例や規則には載っていない。規則において「区長が必要と認める書類を添えて、届け出なければならない」となっており、制度利用の手引きにて定めている。よって具体的な必要書類は手引きの方で決めさせていただく。</p>
A 委員	<p>豊島区在住でなければならないというのは、パートナーおよび子どもは区内在住で、豊島区に住民票がなければならないという規定があるということか。</p>
B 委員	<p>以前の議論であったように、例えば子が寮に入っている等の理由で居所が違う場合などは、生計同一であれば住民票が豊島区になくてもよいのかという質問かと思う。</p>
事務局（所長）	<p>生計同一ということが分かれば、住民票が別でも問題はないと考えている。</p>
C 委員	<p>当事者の声をお伝えできればと思う。パートナーシップ制度をなぜ利用するのかというと、やはり心理的安全性を確保したいからである。豊島区外での出来事だが、救急車で搬送された。救急車の中で救急隊員の方から緊急連絡先を聞かれ、同性パートナーの連絡先を提示したところ、男性の方は認められないと言われ、とても不安に感じた。</p> <p>そういったことから豊島区含め、やはり行政がしっかりとサポートしてくれるエリア、制度があるエリアに居住したということだ。</p> <p>だから今回のパートナーシップ制度およびファミリーシップ制度というのは、マイナスをトントンにする制度で、決して特別扱いして欲しいというものではない。当事者もそうでない皆さんと同様に安心して暮らしたい、それを一歩近づくための制度である。</p>
会長	<p>議題 1 に関して他に質問・意見はあるか。</p> <p>（質問・意見無し）</p> <p>それでは、ここまでの事務局の説明を含めて、ファミリーシップ制度の議</p>

## 会 議 録

D 委員

論について、委員の皆様から一言ずつご意見をお伺いしたい。

私は事務局より勉強会も含めて丁寧にご説明いただき、委員の意見を聞いていただいた上での提案なので、今回のファミリーシップ制度について賛成をしたい。理由は二つあり、一つは、ファミリーシップ制度はパートナーシップ制度と言わば一体になって運用すべきものであり、それは他自治体の状況を見ても明らかである。カップル制度を認めておいて、家族制度を認めないというのは非常に不自然である。もう一つは実際の課題として、医療や災害、例えば今回の能登のような地震があったときに、その親子が別れてしまう、実子が別れてしまうということは当然あり得るわけで、そのときにこの制度があると混乱を少しでも小さくできるのではないのかという、実際的なメリットである。要望が二つあり、一つは子どもの意見を聞くということになっているが、現実には区役所に子どもを連れて行くということは、学校を休ませることになり、かえって教育を受ける権利の侵害になるのではないのかが気になる。特に、例えば中学校から遠くの寄宿舎にいるような場合も想定されるわけで、遠方から豊島区まで戻って意見を聞くということは子どもにとって良くないと思う。この原則について、できるだけその辺を考慮した柔軟な運用をお願いしたい。もう一つは事実婚について。これは非常に大事な問題である。ただ、パートナーシップ制度のところからきちんと議論を始める必要があるので、この件についてもまた、今回ではなくできるだけ早く議論をしていただきたい。

E 委員

基本的なスタンスは全面的・積極的に賛成であり、早く進めた方がよいと思う。勉強会でも確認したように、権利ではなく、まず承認をしましょうということで、承認は極めて重要であると、最近社会学や政治学でも承認の力などと言われているが、まず承認がとても大事である。「我々はあなたたちを同じ社会の一員だと認めていますよ」ということ自体が何よりも大事だということが言われている。これは準備段階であるという認識を持った方がよいのではないかと思っている。様子を見るべきだという議論が大体出るとは思うが、むしろこれが様子を見ることであり、まず承認を与

## 会 議 録

えてみて、承認の中で何か問題が起きたらもっと次のステップに行きやすく、デメリットを外していくぐらいでよいのではないかなと思っている。個人的には、例えばこの確認書にしても煩雑、ややお願いする感じを感じてしまうところもあり、出す人のことを考えると心理的抵抗がややこれでも強いのではないかなと思っているレベルの立場ではある。実績も既に他の区で進められているので、様子は見られているような気もするので、進めるべきだろうと思っている。あとは、色々出てくる問題について考えていくときに、例えば、制度の悪用があり得るという意見が出たときに、そもそも制度の悪用はできるようにはなっていない気がする。そもそも養子制度であれ、何かの家族関係においては、子どもの権利関係の危なさはある中で我々社会は運用していて、あらゆる人が悪用をするリスクを伴いながらやっているということを踏まえ、メリット・デメリットや危なさを必ず制度は抱えるものであり、特別な種類の制度の危なさは無いなというように個人的には思う。また、虐待の話とかも出やすいと思うが、むしろ可視化される。わざわざ虐待する人が区に来て、子どもと認めてくださいと言わず、隠れてやると思うので、むしろ光を当てる効果というか、むしろ積極的に自信を持って私もちゃんとした家族だということを言う形で、むしろ可視化される様々なことがあるってということも含めてメリットがあるのではないかな。また、子どものいじめに繋がるのではないかなという意見には、日頃、若い世代との交流があるが、我々よりもう少し多様性の感覚は若い世代の方が増していると思ったこともあるので、一つは子どもを信じるということがある気がするし、あともう一つは、もし何かそんなことでいじめとか起きたら、大人が「差別はいけないよ」「いじめはいけないよ」で怒ればよいのではないかなと思う。何かいじめが起こりうるからみたいなことが出やすいと思うが、「大人がしっかり怒ればいい」みたいな自信を持ちましょうみたいなことも含めて、ある種建前の上にととの形が立派なことを我々は言えばよいのではないかなと思っている。基本的に何か想定されるデメリットに関しても、潰せるのではないかな、懸念しすぎな



## 会 議 録

のではないかという感じがある。新しいことをするときには不安はあるけれど、不安は頭を切り替えてみるみたいな形で、1回見てみてよいのではないかなと思う。パブリックコメントやアンケートのやり方も、我々も慎重にやっていく形でいかないと、なかなか理解できないし、頭が切り替わらないところもある。我々が勉強会で学んだようなことをわかりやすく丁寧に伝えないとアンケートは効かないと思う。

A 委員

私は二点ある。まず一点は以前から懸念している子どもの立場に立った考え方である。今、豊島区には、子どもの権利についての相談室がある。他区ではもう既にかなり多くの条例や要綱で制定されているということで、子ども側の権利にたって、こういった建て付けで他区では取り組まれているのか、それからこの制度を導入するときには子どもの意見をどうやって他自治体では制定上考慮されたのかということ、豊島区としては調べているのか。また今回のことに関して、せっかく子どもの権利相談室があるので、そことの兼ね合いをどうやって子どもの意見というところに入れていくのかということをお願いしたい。

二点目に関しては、豊島区がパートナーシップ条例を作るにあたって非常に多くの時間をかけて、文言の整理に関しては当事者の方と、かなりやり取りを進めてきたのが実情である。豊島区のパートナーシップ条例は、日本全国の中でもその文言の整理であるとか、あと当事者の立場に立った意味では本当に誇りに思う。国会の中での LGBT の法案を通すときにも非常に、議論の一つに上がったような残るべきパートナーシップ条例だと思っている。その一方で今回ファミリーシップのこの条例改正にあたっては、一、二ヶ月で数回しか議論を重ねていなく、当事者の方たちに対しても文言修正であるとか、これを変えることについてのご意見も丁寧に聞く作業がまだまだ足りないという部分もある。当事者の方たちと一緒に作り上げてきたこのパートナーシップを、条例そのものをいじることによって、その裏にある理念だとか、その言葉一つ一つの重みを、こういう形に変えてしまっても大丈夫なのかという不安がある。他の自治体では必ずしも条例を

## 会 議 録

改正するのではなく、要綱での対応とか、その部分をもっと良くするためにできる工夫をしていると思う。例えば、足立区は要綱で制定しており、その時代の流れに応じて、例えば平成31年から今回まで大きく変わってきている。これからおそらくもっと時代の流れで内容が変わってきたときに柔軟に対応するのに、条例改正だと非常に時間もかかり、せっかくここまで作ったものとの整合性も大変なので、条例改正の必要性があるのかということと、今までのパートナーシップ条例を作るそのときに使った労力に対して、そこで作ってきた方々との文言修正に関して文言の折り合いというのをしっかり精査しているのかということを知りたい。また、他の自治体では条例改正をどれだけしていて、制度としてただ運用しているところもありますし、要綱として運用しているところもあるので、それがちょっと先ほどの資料では分かりづらかった。その点について事務局はどのように考えているのか、この二点についてお伺いしたい。

総務部長

まず、条例改正の意義は、広く制度を知っていただきたいということである。区の最高法規の条例で位置づけており、議会にて議決いただくということは非常に意義のあることだと思う。これは今後の利用についても、非常に効果的なパートナーシップ・ファミリーシップの制度を広く理解していただき、実際に使われるときの効果もあると考えているので、条例で位置づけると事務局では考えている。また、パートナーシップは先駆的な制度であり、まだ事例が少ない中での、豊島区長のトップダウンで、性的少数者の方の困りごとを解消したいという思いもあり、審議会でも議論いただき、文言の整理をしたところである。一方で、ファミリーシップ制度については、もう既に一体で導入している自治体もある中で、ファミリーシップ制度はもう83自治体も行われているということから、そういった他の自治体の事例も踏まえて、今回審議会にご提示させていただいており、ご意見をいただいているということで事務局としては十分対応していると考えている。また、子どもの権利に関するご意見については、庁内で今後どのような意見が出てくるのか、子どもの権利相談室でそういったご相

会 議 録

<p>事務局（所長）</p>	<p>談があれば、我々もその意見をよく伺って、ご意見いただいたように、要綱の中で、改正も踏まえて検討していきたいと思っている。事務局として、子どもの意見、権利については十分尊重していきたいと考えている。</p> <p>条例改正の件だが、そもそも足立区や世田谷区はパートナーシップを要綱で導入している。一方、豊島区の場合は条例で入れているので、それに付随するファミリーシップの骨組みについては条例で入れなければならないと考えている。また、前回条例改正したときは、パートナーシップ制度だけを入れたわけではなく、条例全体を見回して、多様な性自認・性的指向に関する方への差別的取扱いや人権侵害の禁止など、色々なことを入れたので、議論が必要だったところがある。また、子どもの権利の件だが、子どもの権利ももちろん大事であるし、多様な性自認・性的指向の方々の権利も大事なことだと思う。前回申し上げたように、他自治体では、子どもの同意を毎年取るというところで批判があった。法律婚だと再婚の場合には、子どもの同意を法律上は取っていないというところもあるので、その辺のバランスを見ながら今後検討していきたいと考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>今の回答に対して、追加でご意見などはあるか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>当事者の方が、パートナーシップ制度を作るにあたって、文言に関して非常に重要視をされていたという経緯がある。今回、ファミリーシップ制度導入にあたっては、パートナーシップ制度を作られたときの方々にもご相談されて、文言の運用について、作られたときの方々たちと一緒にしっかりと精査してやれる部分が必要ではないか。また、子どもの権利について、これからしっかり対応してくださるということだったので、そこをもう少し慎重な形で、パブリックコメントをやる前に、庁内で言ったもの、調整した内容も盛り込んだ上で、パブリックコメントなど、次のステップに取り組んでいただきたいというところを要望して私の意見とさせていただく。</p>
<p>F 委員</p>	<p>ファミリーシップ制度については賛成の立場である。条例改正をいち早く進めるべきだと考える。導入に向けて、すぐにでも進めていただきたい気</p>

## 会 議 録

持ちである。救急の場合や、このファミリーシップ制度導入効果の災害時の対応で、命に関わるケースがあると考えたときに、そもそも困りごとがあって、それをどうしたら解消できるのか、そのために導入の検討をする、そして導入していく。そのような運びで審議を進めてきたと思っている。最初どういう形で審議をして、制度の導入を進めていこうとしていたのかを今一度皆さんと確認させていただき、事務局の説明も聞かせていただいた上でも、いち早く導入に向けて進めていただきたいと考えている。

G 委員

私も基本的には、今回のパートナーシップ条例を作るにあたっては賛成である。既に困っている方がいて、その方たちが今の制度ではどうにもならないという事例も聞いているので、そういった意味では今回のパートナーシップ条例をいち早く制定していただきたいと思っている。その一方で、何回か問題提起したが、この機会に事実婚に関しても考えていただきたい。事実婚についても、パートナーシップやファミリーシップ制度に入れている自治体が結構あるので、この機会に範囲を広げて考えてもらいたい。ただ、そもそも豊島区の男女共同参画推進条例にパートナーシップという定義があり、「一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。」と位置付けられているので、このあたりからもう一度、審議し議論していかなければならないと思う。事務局から、今年1年かけて区が基本構想を見直すがあったので、そこでしっかりこの辺りに関しても審議ができたらいと思う。直近では兵庫県なども事実婚を含むパートナーシップ・ファミリーシップ制度をこの4月から実施するというようなニュースも入っているので、そのあたりの動向も見て皆さんと一緒にまた考えたいと思う。

H 委員

先ほど事務局から報告があったように平成31年4月に、この多様な性自認・性的指向を抱える困難な人たちのためのパートナーシップ制度ということで、ずっと議論を深めてきた。この社会的な情勢や変化に応じたその時代ごとの議論のあり方とは本当に合理的に進めていかなければいけないというような状況の中で、このパートナーシップ制度の制定の目的、そ

## 会 議 録

してファミリーシップ制度について、やはり今まで色々なことを議論していた上での今回のファミリーシップ制度というように私は認識している。そして、何よりも真に必要な人たちに、そしてその真に必要な施策を実施していくということが、私どもの役割だと思っている。これまでも様々な当事者の皆さんのご意見をいただきながら、このパートナーシップそしてファミリーシップというところの段階までやっとたどり着いてきたと考えている。ぜひ、必要な人たちに必要な施策を、今、私たちがここまで議論を進めていく中で、行政も、そして私どもも委員としてそこを今こそ進めていくということが必要かと思う。制定については、賛成をする立場である。そして豊島区としても、また SDGs の観点からもジェンダー平等の実現ということは目標にも掲げているところである。今、豊島区の役割として、そして私たち委員の役割として、真に必要な方たちのために早急に進めていくべきと考えている。言い尽くせない議論もあろうかと思うが、やはりここで一旦、この困難に直面している人たちのためにも、まず支援を、しっかりと体制を整えたい。様々なご意見も出てきた子どもの権利についても、簡単に片付けられる問題ではない。児童福祉法とか様々なことを含め、今後しっかり議論を重ねていっていただきたいと考える。

### I 委員

ファミリーシップ制度の導入については基本的に賛成という気持ちである。事務局から説明のあった、制度の導入効果、それから制度の意義なども勉強会も出て理解をした。これは働く人にとっても非常に重要であると思う。今、ワーク・ライフ・バランスのことが企業も色々取り組まれていて、働きやすい職場環境作りというところで、様々な制度を作り、法的な制度整備をされているところだが、そういう中で、こういった広くお子さんも含めた家族ということで企業も取り組みやすいのではないかと思う。一方、一つ事務局にお願いしたいのは、企業に向けて、企業の事業活動において、十分に理解が深まって活用していただけるように、企業側にも支援をしなければいけないし、サポートもしつつ、使っていただけるように、その結果みんなが働きやすく仕事ができるように、企業への啓発などの支

## 会 議 録

J 委員

援もあわせてご検討いただければと思う。

まず、このファミリーシップ制度には大賛成である。なぜならば、学校は家族を扱う場面が多く、子どもを守るために大人がたくさんいるということがとても大切だと思う場面が多々あるからである。児童理解カードという学校で集めているものがあるが、自宅以外に緊急連絡先を何名か登録してもらうとか、引き渡す方についても何名か優先順位をつけて書いていただいている。複数の大人に性別関係なく書いていただくこと、子の養育において責任を持っていただけるということは、とてもありがたいことである。したがって、お子さんのことも考えて、制度の導入には大賛成である。委員からお話のあったいじめの話、同性だからとか男だから女だからではなく、いじめの話は学校の中でも考えていかななくてはいけない。中学校では制服がスカートではなくて、女性でもズボンが OK だとか、あるいは男女別の名簿ではなくするだとか、自然な形で平等である、差別をしないということを教育している。このファミリーシップ制度に則り、守られた形で、いじめの防止に積極的に取り組みたい。例えば、母子家庭とか、父子家庭、当然親子の場合もあるが、親が長期入院のとき、近くに親族がいない場合は遠くの親族に一時的に外へ離れて養育をしなければならない場面や、それも無理な場合は児童相談所に保護される場面がある。そういったことを考えると、このファミリーシップ制度に則り養育する人も、子どもを守ってくれる大人がたくさんいるということは、学校にとってもありがたいと思っている。ぜひ進めていただきたい。それから、条例については、たくさんの方の意見を公開で聞くことも大切だと思うが、条例は区民を代表する議員が様々な意見を持って議会に立ち上がって、そこで議論をして様々なことを制定していくということならば、まず制度を立ち上げて、修正しながら、その条例立ち上げる間に、たくさんの方の声を聞き、議論をしていただいて、しっかりとした形の条例にさせていただく。問題があれば直していただく、そういった役割が議会側にもあるし、議員側にもあるのではないかなと思っている。

会 議 録

<p>K 委員</p>	<p>私は条例にすごく関心があり、当初からこの条例がどうあったらよいかを考えてきた。幅の狭いファミリーの定義だけでなく、事実婚に少しこだわり、事実婚について有志で勉強会をした。事実婚についてかなり困っている方がいることが分かったので、今後ぜひまたこのことを質問事項の整理の中に、検討課題として入れていただきたい。ファミリーシップを進めるにあたっては賛成です。</p>
<p>L 委員</p>	<p>ファミリーシップ制度の導入に関しては賛成である。先ほどお話があったとおり、学校の先生やその子どもに関わる人たちが皆、この条例ができることにより、それを承認する社会になるということがすごく大切だと思う。いじめをなくす一つの知識でもあると思うので、条例制定後には先生だけでなく、例えば中学校 3 年生とかの時点で必ずこの条例に関して学ぶ機会を作るなど、そういうことも進めていただければと思う。今いる子どもたちがパートナーシップ関係のもとでの子どもになる可能性もあれば、本人たちが当事者になる場合もあるので、やはり自己肯定ができるような教育というのがとても大切だと思う。当事者の声を聞き、こういうことで困っていて、制度ができることでこういう効果があるということを知れば、もちろん賛成し、それを広げていくという市民がいるわけなので、そういう市民への啓発も今後精力的に進めていただければと思う。豊島区は官民連携、部署を超えて色々な取り組みをみんなが進めるという基盤ができているので、こういう優しい社会になることを期待している。</p>
<p>C 委員</p>	<p>私もこのファミリーシップ制度に賛成である。私からまずお伝えしたいことが二つ、そして事務局にお願いしたいことが一つの計三つお伝えさせていただきたい。まず一つ目、当事者が声を上げることはとても大変だということ。声を上げる人は、当事者の中でもごくわずかである。当事者の中には声を上げるのをやめてくれと言う方もいる。なぜならば、当事者だということがばれたときに騒がれるのが嫌だし、SNSなどで色々な議論があることを見るのに疲れてしまうからである。</p> <p>制度ができたから終わりではなく、制度ができてその先に新しい課題が生</p>

## 会 議 録

まれてくる。そして、その制度をよりアップデートすることによって、区民の生活がより向上するということに繋がるので、一緒に協力して作っていくものなのだろうなと思っている。パブリックコメントを含めて、当事者の声を集めることの困難さもまた一つご理解いただきたいと思う。そして二つ目に活用法について。これは社会に浸透するまで非常に時間がかかる。渋谷区、世田谷区と2015年にまずパートナーシップ制度開始したが、不動産の業界の場でこのパートナーシップ制度が活用できるようになるまで5年かかった。部屋探しにおいて、同性カップルの方が申し込みをするとき、カップルではなくて、ルームシェアの扱いにされたり、カップルとしての証明書を要求されることもある。このパートナーシップ制度、そしてファミリーシップ制度がこういった現場に浸透するまでには非常に時間がかかるし、当事者自身もどんな活用をすればいいのかわからない方もまだまだいらっしゃる。だからこそ、行政から、そして民間から発信するということがとても重要だと思う。最後に、事務局へのお願いが、事実婚についてもできれば制度に含めてほしい。理由としては、やはり事実婚の方々も部屋を借りにくい、家を買りにくいということがある。困っている人たちはこのLGBTだけではない。色々な方々を含めてだと思う。幸いにも豊島区では基本構想をアップデートする予定があるということなので、また一緒に議論を交わしていきたいと思う。

B 委員

結論としてはファミリーシップ制度の導入に賛成である。同性婚が認められている国が多くなっている中で、日本はなかなか法律婚という形で同性婚は認められそうな気配がない。そのときに子どもは、夫婦に付随するものと、当然に家族と組み入れられるところで、この制度というのは、行政とか企業に配慮を求めるだけの効果で、全然財産的な相続権もないし遺留分もないし、それから相続税とかそういう税の配偶者としての控除とかそういう優遇もない。そういう制度であるという中で、一番効果を発揮するのは災害時とか医療である。お子さんの場合も本人自身の同意や意思確認ができないような場合、この人たちを家族と認めて情報を伝えてよいのだ



## 会 議 録

ろうかと、個人情報保護にも良いと思うので、そういう意味で言えば、お子さんを守ってくれる場面もいっぱいあるだろうと感じる。そういう配慮を求める制度で、法律婚とかよりもまた養子縁組を参考に子どもの意思を確認できるようにしているという意味で、多様性というか子どもという存在にも配慮した制度になっていると思う。豊島区の、この具体的な15歳以上の子は、自署した同意書でもよいが、15歳未満の場合は原則来庁するというのは、よいやり方だと思う。皆さん揃って来庁できるという関係性を確認している意味もあると思う。先ほどお話があった学校を休まなくてはならない場合については、もしできれば戸籍のように休日も受け付ける区の仕組みがあればよいと思う。お子さんが最初の方にこういう意味で一緒に申請したっていう体験があることは良いことだと思った。パートナーを社会的に認知して証明していく以上は、やはり家族というのは一緒に暮らす社会の単位なので、例えば外国人の方の在留資格でもやはり家族を切り離せないと思うので、早急に制度を作って利用しない人にも広めていくということが必要であると考えます。

副会長

今日を含めて委員の皆さんの意見を聞き、非常に参考になった。導入に賛成である。実際に困っている人がいて、それは緊急の際とか災害も考えられて、よく理解できる。支援を少しでも手助けすることがすごく重要だと思う。私としても去年初めて、導入について議論された際は、今ひとつ導入の意義について理解できなかったというのが事実だが、皆さんの意見や、事務局の丁寧な情報整理、説明などがありよく理解でき、賛成している。今後ともこういった情報整理をした形で情報提供を、一般の市民もこのシステムを理解できるように、そういった情報提供を期待したい。

会長

会議進行上、多数決を取ることはしないが、今、出席の全委員の方のご意見を伺い、制度の導入にはご理解いただけたと判断できるように思う。そのため推進会議としては、ファミリーシップ制度を導入するということで、まとまった結論付けたいと思う。賛成の委員の方からもより拡張したことが必要であるとか、こういった調査はいるのではないかとといった様々

## 会 議 録

事務局	<p>なご意見が出ているので、事務局には今日出たご意見を今後の課題として、きちんと対応していただきたいということ、またそれぞれの対応の進捗状況について、今後の推進会議でぜひご報告をお願いしたい。それでは本日の議題は以上になるが、事務局から事務連絡があればお願いします。</p> <p>次回の本会議のスケジュールについて、令和6年度第1回会議は5月中旬以降を予定している。また改めて日程の調整をさせていただきたい。また、来年度は困難女性支援法に基づく基本計画を策定したく、ご審議をお願いしたい。最大で7回程度会議を開催する予定である。最後に本日の会議録は後日送付するので、内容のご確認を併せてお願いしたい。</p>
会長	<p>以上で令和5年度第3回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会を閉会する。</p>